

じーも着ぐるみの貸出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、門司区マスコットキャラクター「じーも」着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 着ぐるみを貸し出す事業は、広く一般を対象とした事業で門司区のPRと広報に役立ち、イメージアップを推進するもの、もしくは夏祭りや地域イベント等で門司区及び北九州市民のシビックプライドの醸成に資すると認められる事業であること。ただし、入場料を徴するイベントには貸し出しを行わないものとする。

(貸出の申請)

- 第3条 着ぐるみの貸出を希望する者（以下、「貸出希望者」という。）は、門司区役所総務企画課に電話等で着ぐるみの貸出について仮予約をし、原則として、貸出予定日の1ヶ月前までに、「じーも」着ぐるみ貸出申請書（別記様式第1号。以下、「申請書」という。）を門司区長（以下、「区長」という。）に提出のうえ、承認を得なければならない。
- 前項の申請書は北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年北九州市条例第50号）第3条に基づく電子情報処理組織による申請（以下「電子申請」という。）に代えることができる。
 - 仮予約は、原則として、着ぐるみを使用する日の属する月の4ヶ月前の月の初日から受け付けるものとする。
 - 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として、仮予約の先着順とする。

(貸出承認基準)

第4条 区長は、前条の規定による申請書の提出または電子申請があった場合、内容を審査のうえ、第2条に該当するものについて、貸出を承認する。ただし、次の各号に該当するものを除く。

- 政治的行為、宗教的行為及び営利行為に使用する場合。
- 法令や公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められる場合
- 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れのある場合
- 同一年度内で、同一団体への貸出回数が6回を超える場合。ただし、区の後援がある催しの場合、又は区長がこれによりがたいと認める場合は、この限りでない。
- 門司区及び門司区マスコットキャラクターのイメージを損なう恐れのある場合

2 区長は、前項第 3 号に該当しないことを確認するために、関係する行政機関に照会を行うことができる。

(貸出承認の通知)

第 5 条 区長は、前条の規定に基づき貸出を承認した場合は、「じーも」着ぐるみ貸出承認通知書(様式第 2 号)により貸出希望者に通知し、貸出を承認しなかった場合は、「じーも」着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第 3 号)により貸出希望者に通知することとする。

(使用上の遵守事項)

第 6 条 前条の規定に基づき、貸出承認の通知を受け、着ぐるみを使用する者(以下、「使用者」という。)は、着ぐるみの使用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) じーものイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 貸出承認された用途にのみ使用すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時には着ぐるみを屋外で使用しないこと。
- (6) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用料)

第 7 条 着ぐるみの使用料については、無償とする。ただし、使用の際に発生する運搬等の費用は使用者が負担すること。

(貸出承認の取消について)

第 8 条 区長は、着ぐるみの使用が、この要領及び貸出承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの貸出承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しを行う場合、区長は「じーも」着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第 4 号)により使用者に通知する。
- 3 承認を取り消されたことにより使用者に損害が生じて、区は、賠償する責任を一切負わない。

(原状復帰の義務)

第 9 条 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、製作、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(区長の責任)

第 10 条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対して、区長は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は令和5年10月1日から施行する。